

緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制上の措置等について、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号）が成立、同日施行されました。これにより、国税・地方税における各措置のほか、社会保険料についても納付猶予の特例が創設されたところです。

今般、国税庁、総務省、厚生労働省では、当該法律により措置された内容を周知するため、各ホームページに関連ページを設けており、「納税の猶予制度の特例」「厚生年金保険料等の猶予制度について」等に関する資料を更新し、各特例に関する申請書や手続関係が掲載されておりますので、以下のとおりご案内いたします。

●国税に関する措置

(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ>新型コロナウイルス感染症に関する対応等について
>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

●地方税に関する措置

(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

トップページ>新型コロナウイルス感染症対策関連>地方行財政
>地方税制

●社会保険料に関する措置

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ>社会保険料の納付等について

以上